

総務部会の審査項目

令和5年度岩沼市一般会計予算

歳入の部 全部
歳出の部 議会費、総務費、農林水産業費（下水道事業会計（農業集落排水事業）繰出に要する経費）、土木費（下水道事業会計（公共下水道事業）繰出に要する経費及び特定公共下水道事業会計繰出に要する経費）、消防費、公債費（災害援護資金貸付金償還事業を除く）、予備費、債務負担行為、地方債

令和5年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算

総務部会委員の質疑及び答弁



佐藤 一郎
地方創生推進課・創生推進基金費
デジタル化推進室・情報化推進費

問 まち・ひと・しごと創生推進基金の積立約1億4000万円は、今後どのように活用していくのか。

答 地方創生推進課長 人口減少社会の中では雇用の確保が重要となっており、主な活用は企業立地奨励金です。有効に活用しますが、今年7月にオープンする子育て支援センターの備品等にも活用します。

問 デジタル化によって効率的な事務処理と行政を進めるといいますが、目標は。

答 デジタル化推進室長 市民に対する利便性を向上させ、データに基づいて政策を立案し、また、評価もできることを目標としています。今回はさまざまな予算を計上しましたが、完結は5年後と考えています。



布田 恵美
デジタル化推進室
情報化推進費

問 岩沼市のデジタル化は着実に進んでいるが、使えない方へのフォローアップとして、どのように対応していくのか。

答 デジタル化推進係長 スマホ教室、オンライン化の教室を開催するなど、岩沼市全体の底上げを目指していきたいと考えています。

問 公共施設では手続きだけでなく、パソコン、タブレット端末等を持たない方からは、ネット閲覧を希望する声もあるがどうか。

答 デジタル推進室長 公共施設にWiFiを整備し触れていたが機会を整えています。引き続きさまざまな手段を使って、全ての皆さまがデジタルの恩恵を享受できるように取り組みを続けていきたいと考えています。



布田 一民
総務課
総務費（歳入） 地方交付税

問 歳入で、地方交付税が減となっているが、このままでは、不交付団体になるということもあるが、どう考えているのか。

答 総務課長 地方交付税の減は、市税の増などの影響を受けたものです。不交付団体になるということは、考えていません。

問 交付が始まって以来、前年度比11・2%減は初めてだが、本当に大丈夫か。

答 総務部長 なった場合は、誇ってもよいと思います。

問 毎年、2億3000万円減になっていく。また、決算において税収以上の金額が入らない場合は、その分は債権が増える。見直しを考えてしっかりとすべきでは。

総務部長 油断なく財政運営に努めます。



大友 健
総務課
一般管理費

問 （歳入の）寄付金（ふるさと納税）で8000万円増を見込むが根拠は何か。

答 財政管理係長 本年度の寄付金の額が伸びたので、3億8000万円を計上しました。

問 ふるさと納税で逆に他市町村に行っていた税収額は分かるのか。

答 参事兼総務課長事務取扱 令和3年度で3700万円でした。

問 非常勤の公務員ではなく行政区域長に支払っているお金は、仕事の内容は。

答 課長補佐兼総務係長（年間）50万円を超えている行政区もあれば、19万円台のところもあります。業務は地域の情報を市役所につないでもらう役割とか、選挙のときの立会人、災害時の情報把握などです。



植田 美枝子
防災課・非常備消防費
総務課・文書広報費

問 消防団と婦人防火クラブは、ある地域とない地域があるが、地図に落として把握しているのか。地域に偏りはないのかどうか。

答 防災課長 消防団は20部あり、地図で把握し、団員数も表で管理しています。婦人防火クラブがない地域があることは確認しています。

問 活動している消防団が、活動することで負担になっていないか。

答 防災課長 地域の偏りはないと認識いたさない。一定数いるので、特に問題ありません。

問 現在訴訟になっている裁判の（弁護士費用の総額は）いくらか。

答 課長補佐兼総務係長 係争中の一審、二審、三審の着手金にそれぞれ、55万円弱支払っています。



田村 和也
総務課・文書広報費
生活環境課・議案第一号条例

問 岩沼市の顧問弁護士に、月5万5000円の顧問料を払っているが、定期的に来庁して相談などをしているのか。これまでの契約期間はどの程度か。

答 総務課長補佐 定期的な打合せはなく、助言が必要な案件の都度、メールや訪問で助言を受けています。現在の弁護士法人との契約は、少なくとも20年は経過しています。

問 犯罪被害者等支援条例第10条にある「社会通念上適切でなく支援を行わない場合」とは、どのような場面を想定しているか。

答 生活環境課長 想定は、反社会的勢力組織に属している方で、支援対象から除外されるものとして、この条文を設けています。

総務部会委員 委員長 佐藤 一郎 副委員長 布田 恵美
委員 布田 一民 大友 健 植田 美枝子
田村 和也